

## 児童虐待とは？

◇法律（児童虐待防止法）では、児童虐待を4つのタイプに分類しています。

### 身体的虐待

子どもに暴力をふるったり、危険な状況においたりすること。

- ◆ 殴る、蹴る、踏みつける。
- ◆ タバコの火を押しつける。
- ◆ 熱湯をかける。
- ◆ 冬、戸外に閉め出す。
- ◆ アルコールをのませる。 など

### 性的虐待

子どもに対してわいせつな行為をしたり、させたりすること。

- ◆ 子どもの胸や性器をさわる。
- ◆ 性器や性交を子どもに見せる。
- ◆ 子どもの裸を写真やビデオに撮る。
- ◆ ポルノグラフィーを見せる。 など

### 保護の怠慢と拒否（ネグレクト）

子どもの世話を怠ったり、ほおっておいたりすること。

- ◆ 食事や清潔な着替えを与えない。
- ◆ 家に閉じこめる。（登校させない）
- ◆ 乳幼児を家に残したまま外出する。
- ◆ 乳幼児を車中に放置する。
- ◆ 病気なのに医師に診せない。 など

### 心理的虐待

言葉の暴力や無視、脅迫などで子どもの心を傷つけること。

- ◆ 無視、拒否的な態度をとる。
- ◆ 言葉による脅かしや脅迫をする。
- ◆ 他の兄弟姉妹と差別する。
- ◆ 子どもの前でDVをする。 など

## 虐待が子どもに与える影響！

### 身体面への影響

- ★ 発育の遅れ
- ★ 体力の低下
- ★ 外傷・やけど
- ★ 慢性的な病気 など

### 精神面への影響

- ★ 知的発達の遅れ
- ★ 人間関係が築けない
- ★ 自尊心がもてない・無気力
- ★ うつ状態、無感動、無反応 など

### 行動面への影響

- ★ 衝動的、攻撃的な行動
- ★ 集中力の欠如
- ★ 自傷行為 など

## 虐待をする親たちは

- 子育ての悩み
- 周囲からの孤立
- 夫婦関係が不安定
- 経済的な問題
- 職場でのトラブル
- 親自身が虐待を受けて育ってきた

など、親にも様々なストレスや葛藤があります。一人で苦しみ、悩み続けた結果が虐待へ結びついている場合もあります。親を責めるのではなく、虐待をしている親もまた傷ついていることを念頭において、対応することが大切です。

## 子どもの近くの者が！

子どもへの虐待は、子どもの命に関わる問題です。子どもの近くにいる学校関係者には、子どもを守る大きな期待と義務があります。

### 早期発見に努める義務

学校関係者は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努める義務があります。（児童虐待防止法第5条）

### 守秘義務に優先する虐待の通告義務

虐待（疑いを含む）通告は、守秘義務に優先します。

## 「虐待では？」と思ったら

言葉にしなくても、子どもは様々な形で虐待を周囲に知らせています。日常的に子どもとしっかり向き合い、虐待のサインに気付くことが大切です。そして、「虐待では？」と感じたら、一人で判断することなく、管理職や同僚にすぐに相談することが大切です。

### 虐待の発見・疑い

- ◆ 日常の観察や、「チェックリスト」等を使って子どもの様子を把握します。
- ◆ 担任、養護教諭、本人、他の子ども、PTA等からの情報が大切です。

できるだけ記録を残しましょう！

### 学校組織で協議

- ◆ 管理職と相談し、生徒指導担当等、複数の教員で子どもの様子を把握します。
- ◆ 学校の様子だけでなく、家庭や地域での様子を把握することも大切です。

### 相談（通告）

- ◆ 児童虐待あるいはその疑いがあると考えた場合は、速やかに児童相談所や市の担当課へ通告または相談をしてください。
- ◆ なお、外傷が認められた場合、命に関わるような場合は、子どもの安全確保を図る必要があるため、直ちに児童相談所や警察または担当課に通告してください。

相談（通告）は子どもと保護者への支援のスタート！

### 各機関の連携で

- ◆ 関係機関が連携を取りながら情報や方針を共有し、役割分担をはっきりさせて支援を進めることが大切です。

## ためらわないで！

### ○虐待を疑って通告したことが間違いだったら？

▲通告が善意でなされた限り、通告者の責任が問われることはありません。また、通告者が虐待の判断をする必要はありません。事実を伝えることが大切です。子どもが一番です。

### ○「通告」というと大きな気がしますが？

▲「通告」とは、虐待を密告することではありません。子育て支援が必要な親や家庭について、専門の相談機関に、「保護者への支援に手を貸してもらえませんか？」と援助を求めることです。関係者が手をつなぐ子育て支援のきっかけづくりとも言えます。

### 参考資料

- ・「児童虐待対応の手引き」（福島県）
- ・「児童虐待を防止するために」（京都府教育委員会）他

## 相談ください！

### ★真庭市子育て支援課★

〒719-3292

岡山県真庭市久世2927-2

TEL：0867-42-1054

### ★津山児童相談所★

〒708-0004

岡山県津山市山北288-1

TEL：0868-23-5131